

議案第56号

都市公園を設置すべき区域の決定について

都市公園法（昭和31年法律第79号）第33条第1項の規定に基づき、都市公園を設置すべき区域を下記の通り定めるため、同条第5項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 都市公園の名称 みやき町多目的人工芝運動公園（仮称）
- 2 都市公園を設置すべき区域 みやき町大字東尾 5331番、5332番、5333番、
5334番、5335番、5336番、5337番、5338番、5339番、
5340番、5341番、5459番、5560番、6436番6の一部
- 3 都市公園の種類 運動公園
- 4 都市公園の面積 41,070㎡

令和 4年12月26日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、都市公園を設置すべき区域を決定する必要があるため、都市公園法（昭和31年法律第79号）第33条5項の規定により、議会の議決を求めるものである。

位置図

都市公園予定区域



都市公園予定区域図

